

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

平成23年9月16日

八頭町監査委員 田中 壽人  
八頭町監査委員 池本 強

- 第1 住民監査請求の概要
- 第2 監査の要旨
- 第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会
- 第4 関係職員等の陳述の機会
- 第5 監査の実施
- 第6 本請求に対する結論

## 記

### 第1 住民監査請求の概要

#### 1 監査の請求

##### (1) 請求人

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

##### (2) 請求のあった日

平成23年7月22日

#### 2 請求の受理

##### (1) 受理

監査委員は、次の理由により、本請求を法人町民税の不適正な事務処理に対する住民監査請求として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成23年7月25日付けで受理した。

##### (2) 理由

本請求のあった日は、法人町民税の不適正な事務処理が終わった日から1年を経過しておらず、法人町民税の適正な事務処理を怠る事実については、住民監査請求の対象であると認定した。

### 第2 請求の要旨（原文掲載）

八頭町税務課職員の法人町民税の徴収において、職員は不適切ということを認識しながら平成14年度から平成22年度まで惰性的な事務を行っていた。このことにより八頭町に対して金銭上の損害を与えている。

これらの職員を監督すべき責任者は八頭町長であります。町長は監督責任をとり八頭町

に損害額を弁償すべきであります。

なお、弁償すべき額は平成23年5月31日現在で八頭町が時効により徴収不能と判断している額、及び同日現在で倒産等で徴収が見込めないとしている額の合計額とします。(合計額については、時効により徴収不能と判断している額854,900円、倒産等で徴収が見込めないとしている額1,285,800円の合計額2,140,700円であることを陳述の機会に確認した。)

#### (別紙) 事実証明書 (証明書添付一覧)

- 資料1 平成23年6月21日の八頭町議会全員協議会への提出文書
- 資料2 八頭町報、平成23年7月号にとじ込め配布されたチラシ
- 資料3 平成23年6月25日の読売新聞鳥取版の記事
- 資料4 平成23年6月27日の日本海新聞の記事
- 資料5 平成23年6月27日の毎日新聞鳥取版の記事

### 第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、追加の証拠資料の提出はなく、平成23年8月5日に陳述を聴取した。

#### 1 陳述の概要 (要約して掲載)

長期間にわたり多くの職員が知っていながら不適切な事務処理を行ったことは、監督、指導の立場にある町長の仕事になされていなかったことになる。この不適切な仕事により、八頭町に損害を与えているので、この損害分を町長は八頭町に弁償すべきである。

今回の問題は、町長が日ごろ話している「町民の目線に立った町政」「コンプライアンス(法令遵守)」に完全に反するものである。ルールを知っていながら守らなかったという考えられない問題である。しかも、現場における課長自らがそのようなことをしていたということである。

さらに問題なのは、合併時以来という長期間であること。この長い期間、課長を含む多数の職員が不適切な仕事をしていたということは、町長の監督、指導が全くなされていなかったということの証拠である。提出した事実証明書にもあるように、町長は責任を認めているので、この点についての見解の相違はないものと理解している。

町長が八頭町へ弁償すべき額は、不適切処理が長期間にわたった結果としての時効による請求できない額、及びその間の倒産、廃業等で請求困難になった額の合計額、2,140,700円とする。

この請求を機に、町長以下、全職員が町民のための行政、公務員の仕事の姿勢、監督責任についてもう一度ご検討いただき、さらに一歩踏み出していただきたい。

### 第4 関係職員等の陳述の機会

法第242条第7項の規定により、関係職員(〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇)に対して陳述の機会を設け、平成23年8月5日に陳述を聴取した。

#### 1 陳述の概要 (要約して掲載)

納税がない者について調定していなかったという不適切な事務の結果、不正確な決算書を作成した。結果的に滞納隠しというようなことを行っていたが、内部調査の結果による

と、この間、個人の滞納者と同じく督促行為は行っているところである。調定を行わなかったため、時効による徴収不能が生じたり、倒産等で徴収が見込めなくなったとは考えていない。

これまでの経過について。平成23年4月4日、税務課長に法人町民税担当職員より、法人町民税において申告書の提出があった法人に対する会計処理上の調定行為が、申告書提出時になされていないものがある旨の報告があった。詳細な調査の結果、不適正な事務処理が行われていたことが判明した。内訳については、合併前の平成14年度、平成16年度に申告書が提出され未処理となっているもの3件、合併後の平成17年度から平成22年度に提出され未処理となっているもの57件。平成23年4月5日に町長、副町長及び総務課長に事案を報告し、協議を行い、未調定となっているものを申告書に基づき会計事務処理をするよう町長より指示があった。

これらの法人町民税については、会計事務処理上の調定行為が未処理にはなっていたが、申告書に基づき電話による督促、文書による催告により納付の督促を行うとともに、訪問等による徴税及び納税相談などの徴収事務は行ってきた。

この事案については、平成23年5月31日に例月出納検査において監査委員に報告を行った。6月13日には総務常任委員会に報告、6月17日に全員協議会で報告、6月21日には全員協議会で経緯、原因、再発防止策の説明を行った。また、6月30日にお詫びの文書を広報やず7月号とあわせて全家庭及び事業所に配布した。

今回の不適切事務処理の原因は、法令遵守の初歩的な事務を当然に行わなかったことによるもので、税の納付があった時点で調定を行う事務処理を合併前より常態的に行ってきた結果であると考えている。また、指揮、監督の立場にある担当課長が、この事務処理を知らず知らずのうちに是正することなく放置していたことが最大の原因である。

未調定になっていた法人町民税の処理については、時効により債権が消滅しているものを除く49件を申告書に基づいて4月5日付けで調定処理を行った。また、未調定となっている法人町民税の全容を明確にしておくため、時効分についても8月2日付けで会計簿に調定処理を行った。

再発防止策として、法令遵守の意識を高める職員研修の充実、事務処理手順・マニュアルの作成を行いたい。また、職員公益通報制度を創設した。

責任の所在について。7月1ヶ月分の給与減額、町長10%及び副町長5%を行った。また、職員審査委員会による関係職員の処分を行う。

## 第5 監査の実施

### 1 監査対象事項

- (1) 平成14年度から平成22年度までの法人町民税の不適正な事務処理の事実について
- (2) 平成23年5月31日現在で八頭町が時効により徴収不能と判断している額、及び同日現在で倒産等で徴収が見込めないとしている額2,140,700円(別表1)
- (3) 平成14年度から平成22年度までの法人町民税の不適正な事務処理の事実による八頭町への損害の有無

### 2 監査対象機関

八頭町税務課

### 3 監査実施期間

平成23年7月22日から同年9月16日まで

### 4 監査の実施方法

#### (1) 税務課の監査の実施

平成14年度から平成22年度までの法人町民税の事務処理状況、平成23年5月31日現在で八頭町が時効により徴収不能と判断している額、及び同日現在で倒産等で徴収が見込めないとしている額について、法人町民税申告書、調定簿等の関係書類の提出を求め、監査を実施した。

ア 提出のあった関係書類は次のとおり。

- ・平成14年度 歳入整理簿 (旧郡家町)
- ・平成14年度 法人町民税申告書案内綴 (旧船岡町)
- ・平成14年度 法人町民税申告書綴 (旧船岡町)
- ・平成14年度 法人町民税収入調定稟議書類 (旧船岡町)
- ・平成14年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成14年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・平成14年度 市町村税課税状況等の調べ (旧船岡町)
- ・平成14年度 一般会計歳入整理簿 (旧船岡町)
- ・平成14年度 一般会計歳入証拠書類綴 (旧八東町)
- ・平成14年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成15年度 歳入整理簿 (旧郡家町)
- ・平成15年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成15年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・平成15年度 一般会計歳入証拠書類綴 (旧八東町)
- ・平成15年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成16年度 町民法人税申告書 (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税調定簿 (1) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税調定簿 (2) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税収入 (旧郡家町)
- ・平成16年度 法人税関係綴 (旧郡家町)
- ・平成16年度 歳入整理簿 (町税～使用料及び手数料) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成16年度 法人町民税 (船岡) 調定・申告書・送付・減免等 (旧船岡町)
- ・平成16年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・法人設立、異動届綴 (旧船岡町)
- ・法人登記綴 (休業、廃業等届) (旧船岡町)
- ・平成16年度 申告書綴 (旧八東町)
- ・平成16年度 一般会計歳入証拠書類 (旧八東町)
- ・平成16年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成17年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成17年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成17年度 法人税申告書送付・変更・異動・減免 (八頭町)

- ・平成17年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成18年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成18年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成18年度 法人住民税関係綴 発送・減免・法人 (設立・休業・変更) (八頭町)
- ・平成18年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成19年度 法人住民税関係綴NO. 1、NO. 2 (八頭町)
- ・平成19年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成19年度 法人納付書・変更・異動・減免 (八頭町)
- ・平成19年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成20年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成20年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成20年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成21年度 法人申告書・調定 (八頭町)
- ・平成21年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成21年度 異動収納対策関係 (八頭町)
- ・平成21年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成22年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成22年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成22年度 異動収納対策関係綴 (八頭町)
- ・平成22年度 課税状況調 (八頭町)
- ・法人町民税 (過年度申告分) 申告書 (八頭町)
- ・課税状況・納付状況照会 (未調定分) (八頭町)
- ・法人町民税調査票 (未調定分) (八頭町)
- ・交渉経過一覧 (八頭町)
- ・その他必要な書類等

## (2) 関係職員の調査

平成14年度から平成22年度までの法人町民税の担当者7名(旧〇〇町含む)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇)と平成11年度から合併時の平成17年3月30日まで旧〇〇町税務課長であった〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇)に対して、関係職員の調査を実施した。

## (3) 関係人の調査

法第199条第8項の規定により、合併後の平成17年3月31日から平成22年度まで八頭町税務課長であった〇〇〇〇氏(平成23年3月31日退職)に対して関係人の調査を実施した。

## 第6 本請求に対する結論

監査結果については、監査委員の合議により次のとおりとした。

#### 1 法人町民税の不適正な事務処理の事実について

- (1) 平成14年度から平成22年度までの事務処理状況について、関係書類の他、関係職員の調査、関係人の調査により監査した結果、提出された申告書の税額が納付された時点での調定処理となっており、成立した債権について、権利を行使するために、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為である調定（法第231条）が適正にされておらず、不適正な事務処理が行われていたことを確認した。

#### 2 平成23年5月31日現在で八頭町が時効により徴収不能と判断している額、及び同日現在で倒産等で徴収が見込めないとしている額について

- (1) 本請求で弁償すべきとしている額については、未調定となっていた法人町民税2,140,700円（別表1）であると関係書類等により確認した。内訳については時効となっている法人町民税、6法人、11件の854,900円（別表2）、倒産等により徴収が見込めない法人町民税、7法人、16件の1,285,800円（別表3）である。

#### 3 不適正な事務処理による八頭町への損害の有無について

- (1) 未調定による不適正な事務処理による八頭町への損害の有無について、次のように判断した。

時効の対象となっている6法人、854,900円（別表2）についての状況を調査した結果、ほとんどの対象法人が破産・事業不振により解散・廃業の状況にあった。また、強制執行が行われていたとしても、法人町民税以外に多額の債務を抱え、先順位の担保が設定されているなど徴収できる状況にはなかった。仮に調定を適正に行い督促を行っていたとしても徴収できなかつたと判断した。

倒産等により徴収が見込めない法人町民税7法人、1,285,800円（別表3）については、時効の対象となっている先とほとんど同じ状況にあったと認められた。中にはわずかでも支払いの意思のある法人も認められた。八頭町が、徴収が見込めないと判断しているものについては、不納欠損処分が行われておらず損害が発生していない。

これらのことからして、八頭町への損害はないと判断した。

#### 4 結論

以上の監査結果に基づき、本請求は棄却することとした。

なお、町長に対し、次のとおり要望書を提出することを申し添える。

発 八 監 第 3 0 号

平成23年9月16日

八頭町長 平木 誠 様

八頭町監査委員 田 中 壽 人

八頭町監査委員 池 本 強

法人町民税の徴収等に係る適正な事務処理を求める要望について

この度の、法人町民税に係る不適正な事務処理については、特に三町が合併し八頭町と

してスタートしてから急激に未調定の処理が増加したことをみると、その当時の事務処理体制に大きな問題があったと判断せざるをえない。その後、改善する機会は多々あったと思われるが、安易な事務処理の解釈により問題を直視せず放置してきたことは否めない事実である。このことは、職員の法令遵守に対する意識の希薄さ、また、指揮・監督の立場にある担当課長が、実態を正確に把握し是正することなく放置してきたことが主な原因であると考えられる。

この事件の責任として町長、副町長の給与月額の減額、関係職員の処分、また、再発防止策として法令遵守意識を高める職員研修の強化、職員公益通報制度の創設などが挙げられているが、今後は法令・条例に基づいた適正な事務処理を執行されたい。請求人も求めているが、この度のことを教訓に全職員の町民のための行政、公務員の仕事の姿勢、監督責任のあり方について改めて検討をいただきたい。今後の事務の改善にむけて下記事項を要望する。

#### 記

- 1 税務事務全般の事務処理マニュアルの作成
- 2 税務申告書受付簿の整備
- 3 職務権限者の事務の明確化
- 4 事務担当者の事務引継の徹底と管理責任者立会の導入

## 監査請求の対象となっている法人町民税

(単位：円)

法人名	決算 年度	未調定法人町民税額			消滅時効分	倒産等による 不納見込額
		法人税割	均等割	計		
A 法人	17	0	50,000	50,000	50,000	0
A 法人	18	0	50,000	50,000	0	50,000
A 法人	19	0	50,000	50,000	0	50,000
計	3件	0	150,000	150,000	50,000	100,000
B 法人	14	0	150,000	150,000	150,000	0
B 法人	16	0	150,000	150,000	150,000	0
B 法人	17	0	130,000	130,000	130,000	0
B 法人	18	0	130,000	130,000	0	130,000
B 法人	19	0	130,000	130,000	0	130,000
B 法人	20	0	130,000	130,000	0	130,000
計	6件	0	820,000	820,000	430,000	390,000
C 法人	15	0	50,000	50,000	50,000	0
C 法人	16	0	50,000	50,000	50,000	0
C 法人	17	0	50,000	50,000	50,000	0
計	3件	0	150,000	150,000	150,000	0
D 法人	16	0	50,000	50,000	50,000	0
D 法人	17	22,000	50,000	72,000	72,000	0
計	2件	22,000	100,000	122,000	122,000	0
E 法人	16	2,900	50,000	52,900	52,900	0
計	1件	2,900	50,000	52,900	52,900	0
F 法人	17	0	50,000	50,000	50,000	0
計	1件	0	50,000	50,000	50,000	0
G 法人	18	0	50,000	50,000	0	50,000
G 法人	19	0	50,000	50,000	0	50,000
G 法人	20	0	50,000	50,000	0	50,000
計	3件	0	150,000	150,000	0	150,000
H 法人	18	0	160,000	160,000	0	160,000
H 法人	19	0	160,000	160,000	0	160,000
計	2件	0	320,000	320,000	0	320,000
I 法人	18	0	50,000	50,000	0	50,000
計	1件	0	50,000	50,000	0	50,000
J 法人	18	0	75,800	75,800	0	75,800
計	1件	0	75,800	75,800	0	75,800
K 法人	19	0	50,000	50,000	0	50,000
K 法人	20	0	50,000	50,000	0	50,000
K 法人	21	0	50,000	50,000	0	50,000
K 法人	22	0	50,000	50,000	0	50,000
計	4件	0	200,000	200,000	0	200,000
総合計 11法人	27件	24,900	2,115,800	2,140,700	854,900	1,285,800



## 時効の対象となっている法人の調査結果

(単位：円)

法人名	法人町民税 未納額	消滅時効分	会社の状況
A 法人	150,000	50,000	H22.1.5 裁判所の費用不足による破産手続き廃止の決定確定
B 法人	820,000	430,000	H15.9 参加差押、H19.3 競売結果配当なし
C 法人	150,000	150,000	換価可能固定資産なし、無稼動、代表者個人租税債務多額
D 法人	122,000	122,000	会社は換価可能固定資産なし、代表者は租税債務多額
E 法人	52,900	52,900	H17.12.20 裁判所費用不足による破産廃止決定確定
F 法人	50,000	50,000	H18年頃より会社は廃業状態、H17.9.25 代表者の破産手続き開始に伴う交付要求がされたが無配当換価可能固定資産なし
合 計	1,344,900	854,900	

## 倒産等により徴収が見込めない法人の調査結果

(単位：円)

法人名	法人町民税 未納額	倒産等による 不納見込額	会社の状況
A 法人	150,000	100,000	H21.6.30 破産
B 法人	820,000	390,000	H13、H15年度分不納欠損処理先、19.3 競売結果配 当なし
G 法人	150,000	150,000	全員解雇・廃業状態・廃業費用もなし
H 法人	320,000	320,000	H21.4.10 破産確定
I 法人	50,000	50,000	H21.4.23 破産確定
J 法人	75,800	75,800	H18.11.2 解散登記
K 法人	200,000	200,000	支払いの意思あり
合 計	1,765,800	1,285,800	